

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月15日  
照会部署名 岡山西年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 (課長) 阿利 明彦  
連絡先  
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 阿利

(案件)

(受付番号)	全喪届における「破産手続開始決定通知」等の添付について
No. 2010-393	

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

平成16年9月24日付「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届に係る事務処理等について」は、全喪届の提出にあたり①雇用保険適用事業所廃止届事業主控えの写し、または②解散登記の記載がある登記簿謄本の写しの添付を原則とし、添付書類が①又は②以外のものであるときは、(1)事務所長自らが担当職員から説明を受けた後に決裁を行うこととし、さらに、(2)第三者等の確認のない書類を添付した事業所については、事後調査を行うこととしているところである。

全喪届とともに裁判所の発する「破産手続開始通知書」「破産手続開始決定」の写しを添付する事業所も散見されるが、破産手続きの開始決定は、会社の解散事由とされているところ(会社法471条5号等)、同書類を添付し全喪届を提出している事業所についても上記(1)、(2)の措置は必要か、照会いたします。

(回答)

適用事業所全喪届は、健康保険法、厚生年金保険法による適用事業所でなくなったときに届出されるものであるが、その理由は様々であり、また、事実確認できる書類も様々である。

全喪届に係る添付書類については、省令において「適用事業所に該当しなくなったことを証する書類」とされており、平成15年11月12日府保発第1112001号により基本的な添付書類が明記されている。

ご質問の「破産手続開始決定通知」等は、事実確認の添付書類に明記されていない。

破産の手続は、原則、事業を停止した上で整理・精算を破産管財人が行うが、例外的に、事業を継続して行う場合があることから「破産手続開始決定通知」等を添付し全喪届を提出している事業所については（1）、（2）の措置は必要となる。

回答日 平成22年 5月 7日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (役職名) 渕 康幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----